五　事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書
六　基本金明細書
七　国庫補助金等特別積立金明細書
八　基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書
九　引当金明細書
十　拠点区分資金収支明細書
十一　拠点区分事業活動明細書
十二　積立金・積立資産明細書
十三　サービス区分間繰入金明細書
十四　サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書
十五　就労支援事業別事業活動明細書
十六　就労支援事業製造原価明細書
十七　就労支援事業販管費明細書
十八　就労支援事業明細書
十九　授産事業費用明細書

3　社会福祉法人は、前項の規定にかかわらず、厚生労働省社会・援護局長（次項及び第三十四条において「社会・援護局長」という。）が定めるところにより、同項各号に掲げる附属明細書の作成を省略することができる。

4　第二項各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。

第七節　財産目録

（財産目録の内容）

第三十一条　財産目録は、当該会計年度末現在における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。

（財産目録の区分）

第三十二条　財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産の部と負債の部とに区分して純資産の額を表示するものとする。

（財産目録の金額）

第三十三条　財産目録の金額は、貸借対照表に記載した金額と同一とする。

（財産目録の種類及び様式）

第三十四条　財産目録は、法人全体について表示するものとし、その様式は、社会・援護局長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る計算書類等の作成について適用し、平成二十七年度以前の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

別表第一　資金収支計算書勘定科目（第十八条関係）

収入の部		
事業活動による収入		
大区分	中区分	小区分
介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入
		利用者負担金収入（公費）
		利用者負担金収入（一般）
	居宅介護料収入	
	（介護報酬収入）	
		介護報酬収入
		介護予防報酬収入
	（利用者負担金収入）	
		介護負担金収入（公費）
		介護負担金収入（一般）
		介護予防負担金収入（公費）
		介護予防負担金収入（一般）
	地域密着型介護料収入	
	（介護報酬収入）	
		介護報酬収入
		介護予防報酬収入
	（利用者負担金収入）	
		介護負担金収入（公費）
		介護負担金収入（一般）
		介護予防負担金収入（公費）
		介護予防負担金収入（一般）
	居宅介護支援介護料収入	
		介護予防支援介護料収入
	介護予防・日常生活支援総合事業収入	
		事業費収入
		事業負担金収入（公費）
		事業負担金収入（一般）
	利用者等利用料収入	
		施設サービス利用料収入
		居宅介護サービス利用料収入
		地域密着型介護サービス利用料収入
		食費収入（公費）
		食費収入（一般）